宇治市政だより

発行所　宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
印刷所　KK 新進堂

市の住民登録人口
（41年12月末日現在）

世帯数	21,697世帯
人口	77,824人
男	40,304人
女	37,520人
外人登録人口	1,274人

41年12月市人口の動き

出生144人	死亡40人
結婚174組	離婚 8組

市の面積
67.29 平方キロメートル

年頭のごあいさつ

宇治市長　新庄義信

市民のみなさま、輝かしい希望に満ちた昭和四十二年の年頭にあたり、謹んでみなさまのご健康と繁栄を心からお祝い申しあげ、新年のごあいさつを申し述べます。

近年本市は、恵まれた自然的環境と善々と整備されてゆく種々の文化的諸施設や道路網および交通機関などによる通勤、通学の利便等数々の有利な立地条件により、急激な人口の増加を見、発展の一途をたどっております。一昨年実施された国勢調査の結果、府下第三の都市に躍進いたしました。

私は、宇治市が昭和六十年には人口が二十万人になることを一応の目途として、これに対処し、本市を近代的な都市に成長させるため、都市建設事業を促進し、とりわけ用途地域の指定を当面の急務として秩序ある都市づくりを計りたく存します。

本市においては、すでにこうした人口の増加と都市の発展に対処し、近代都市としての諸条件を整え、これを推進するために、今日まで必要な各種の施設が数多く新設されましたが、最近においては黄檗運動公園の建設を進め、野球場、バレーボールコート等の体育施設を完成したほか小、中学校の増改築、幼稚園、保育所、市民会館など、教育文化、社会福祉施設の建設、主要道路の改修整備等を行ない、努力を重ねております。

今後の課題としては、用途地域の指定と関連して、住宅用地の開発、工業用地の建設、道路網の整備、上水道の普及、都市下水道の整備、国鉄片町線と奈良線を結ぶ新線設の促進等近代都市として欠くことのできない諸事業の計画実現の諸問題が山積しております。

また、最近とくに大きな社会問題として論議の焦点となっています公害や交通災害にも対処して施設や環境等の整備改善が急務であります。

私は、市民のための市政を行ない、あたたかく、明るく住みよいまちにするため、自ら先頭に立って、これらの諸問題解決に積極的な努力をいたすことを新春にあたり、市民各位にお約束申しあげ、新年のごあいさつといたします。

宇治市議会議長　上田正夫

市民の皆さん、明けましておめでとうございます。

私達の郷土宇治市が発足以来年々発展して参り、いよいよ隆盛の一途をたどって参りました。特にこ数年は加速度的な発展を見まして、近い将来の二十万都市も夢でなくなって来ましたことは、誠にご同慶にたえないところでございます。

市の発展が急激でありますために、人口増加に伴う小中学校、幼稚園、保育所の新増設、ゴミ、し尿の処理、道路交通、上下水道の完備等市民の皆さんの身近な問題から宇治市長期開発計画の基礎ともなる宇治市都市計画、近畿圏整備計画、宇治市に関係する隣接市町の開発計画等何れも重要な問題が幾重にも交錯し、複雑な様相を示しております。このように市の行政は、限りなく多いのに市財政がこれに伴わず、市民へのサービスが不足する結果を招いていると思います。これは今発展途上にある他の都市と共通する悩みでもございます。これの解決は根本的には地方自治体の財政を強化することでありますが、現行制度上では非常に困難でありまして、現在激動の渦の中でゆれ動いている状態にあるということができます。

しかしながら、市民の福祉を増進し、市民生活の安定を図り、幾多の重要問題の解決を図ることほど、直接市政を担当する私共に課せられた責務でありまして、議会は市民の声を一層尊重し、国および府の施策と相まって、市財政の範囲内において最大の効果をあげるべく努力する覚悟でございます。

只今、いかに苦しくても、宇治市の前途には洋々たるものがあり、将来に大きな夢をもち、お互にがん張りたいものです。私達市民みなさんが自分の住む郷土に誇りと希望を抱き立派な街造りにご協力をお願いいたしますとともに、市民の皆さんの議会に対する御意見御要望を年々多くなってきていますが、これが解決のため、なお一層のご支援とご鞭撻を望んで止みません。

ここに希望の新春を迎えるにあたり、みなさんのご清福と繁栄を心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

校名は木幡小学校

通学区域も決まる

宇治市教育委員会では、さる十二月十日午前十時から委員会を開き、木幡赤塚四番地に建設する新小学校の名称は地元「木幡小学校」の名前をとり「木幡小学校」と決まりました。

また通学区域は、既設の宇治小学校の生徒数、今後の増加推移など新設する木幡小学校の規模、通学距離などを慎重に検討した結果、図面のように決定されたものです。

木幡小学校の開設により、校下の人たちから要望されていた、宇治小学校のマンモス化が解消し、よりよい実りある教育効果があるものと期待され、日も早く完成が待たれています。

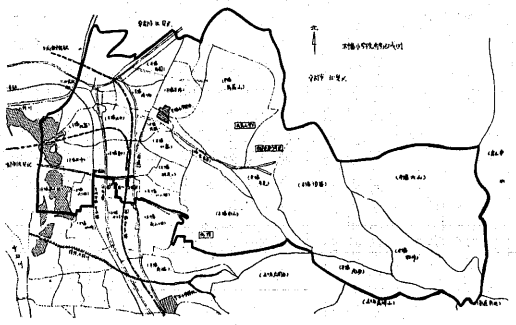

教育委員・田島　公平委員・本庄　両氏を再任

市では、十二月定例市議会に、任期満了になった教育委員会委員と公平委員会委員の同意を求めていたが、十二月二十五日に議会の同意を得たので、同二十六日付で教育委員に田島のぶ氏、公平委員に本庄京一郎氏の両氏を任命した。

また人権擁護委員候補者については、入江宗太郎氏を推せん、議会の同意を求めていたが、同二十五日同意された。

議会の動き

十二月定例議会

補正予算など可決

十二月定例市議会は、さる十二月十三日に招集され、同二十五日に閉会しました。

会期中に提出された議案は、一般会計補正予算（第四号、一億一千八百八十四万円）など二十七議案で、可決されたもの二十議案、委員会付託四議案、同意三議案となりました。そのほか監査報告、請願の採托、委員会付託になった請願などが議題となりました。

〈可決された主な議案〉

▽公民館設置並びに管理に関する条例の一部改正
・大久保公民分館の名称変更と紫ケ丘分館の追加

▽市道の承認と認定

▽退職年金等の年額の改定に関する条例の一部改正

▽学校設置に関する条例の一部改正
・木幡小学校新設に伴う改正

▽職員給与に関する条例の一部改正
・国家公務員の給与改訂に伴い市職員の給与を改正

▽企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定
・地方公営企業法の適用により制定する必要があるため制定

▽水道事業給水条例の一部改正
・志津川簡易水道について水道事業給水条例を適用するための改正

▽市税条例の一部改正
・地方税法の一部改正により改正

▽昭和四十一年度一般会計補正予算（第四号）
・総額は、一億一千八百八十四万円で、才出の主なものは、城南衛生管理組合負担金の追加、生活扶助費、水道会計繰出金、失対就労者賃金、農業経営改善対策事業補助金、道路舗装新設工事費、道路改良工事に係る補修費、河川改修工事費市負担金、市営住宅敷地買収費追加、寛浪小敷地購入繰上支払、木幡小学校敷地購入費、開公民館工事費追加、黄檗公園野球場工事費追加、消防指令車の購入など

▽昭和四十一年度市国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）
・八百三十六万五千円を追加、主なものは療養給付費の追加

▽昭和四十一年度市農業共済特別事業会計補正予算（第一号）

▽昭和四十一年度市上水道事業会計補正予算（第一号）

▽昭和四十一年度市下水道事業会計補正予算（第一号）

▽木幡小学校新築に伴う用地変更買収

▽教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正
・国家公務員の給与改訂に伴い教育長の給与を市職員給与に関する条例に準じて支給できるように改正

▽都市公園条例の一部改正
・バレーボールコートについても使用料の減免を行なう。

〈総務委員会に付託になった議案〉

▽職員団体の登録に関する条例の全部を改正する条例

▽職員団体の行なう交渉に関する条例の全部を改正する条例

▽職員団体のための行為の制限の特例に関する条例

〈建設委員会に付託になった議案及び請願〉

▽市道の廃止について

▽水道管取替えに関する請願

▽市道変更に関する請願

▽市道路線変更に関する請願

▽伊勢田地区道路整備に関する請願

▽市道八軒家道路の舗装の早期実現を要求する請願

▽御蔵山簡易水道の完備に関する請願

▽都市計画の用途指定促進に関する請願

◇

なお、昭和四十年度才入才出決算は、十二月十三日決算特別委員会に付託されました。

平和の像　市役所前にお目見え

昨年八月十五日に除幕式を行なった平和の像々がとのほど市役所前庭の広場にお風入れし、一般市民や、市役所への来客にお目見えしました。

この平和の像を作った趣旨は、宇治市平和都市推進協議会（会長＝新庄義信市長）が、全世界からいまわしい戦争を無くして人類の悲願である永遠の平和を希求し、宇治市がいつまでも平和都市であることを誓ったものです。

像の制作は、昨年五月から服部生彦氏に依頼して完成したものです。

除幕後は、市民会館ロビーに置いていましたが、同協議会では、もっと市民に親しまれ、像の意義を知ってもらうため適当な場所を探していたなどで、このほど市役所前に置くことにしました。

像は全長三メートルで、地上高一、五メートルの台座にどっかり、安定感を増しています。また素材は、鉄骨と白セメントで像が一輪を空高く発しあげているマッチに来訪者をすがすがしい気分にし平和の願いを語りかけているようです。

国民年金に入ろう

未加入者はすぐ手続を

市の保険年金課国民年金係では昭和四十年度の年金制度に入っていない人達で、また国民年金に加入していない人々について調査をしています。

この目的は、国民年金制度に加入していない人のうちでも、特に昭和六年四月一日以前に生まれた人は、今年の三月末日までに国民年金に加入しないとこれらの人達が六十五才になってもどこからも年金を受けられないことになっているからです。

それでは、これらの人達が国民年金を受けるためには、どんな条件が必要でしょうか。

◇

老令年金の受給は掛金の期間が必要

まず老令年金をもらうためには六十才になる前月までに、A表に示したそれぞれの生年月日に対応した「老令年金を受けるために必要な最低年数」（右端欄）以上保険料を納めているかまたは免除されていることが必要です。

この表でみますと、昭和六年四月一日以前に生まれた人達は、右端欄の「老令年金を受けるために必要な最低年数」より六才に達するまでの年数が一年少くなっています。

いいかえると、六才まで掛金を掛けても「老令年金を受けるための必要最低年数」が一年足らないことになります。

例えば、昭和三年四月二日に生まれた人は、三十八才で、六才になるまでの年数は、二十二年しかありませんが「老令年金を受けるための必要最低年数」は二十三年となっています。

したがってこの最低年数を満たすためには、昭和四十年四月にさかのぼって保険料を納めないと、老令年金が受けられないことになります。国民年金に加入していない人や、加入していても保険料の納付を忘れている人は特に注意下さい。

なお、きよ出年金（保険料を納めて将来年金を受けるもの）に加入しなくても、七十才になれば老令福祉年金を受けられると思っておられる人があるようですが、これは誤りで、明治四十四年四月二日以降に生れた人は、きよ出年金に加入し、保険料を納めるか、または免除された期間が一定期間以上ないと老令年金はもちろんのこと、現在七十才以上の老人に支給されている老令福祉年金も支給されませんのでご注意下さい。

ただし、大正五年四月一日以前より、最低の受給資格期間（保険料）があれば六十五才から六十九才まで老令年金が支給され、七十才から老令福祉年金を受けることができます。（保険年金課）

A　表

生年月日	昭和41年4月1日の年令	昭和41年4月から60才までの年数	老令年金を受けるために必要な最低年数
大 5.4.1以前に生まれた者	50以上の人	9年以下	10年が必要
〃 5.4.2～大 6.4.1の間に生まれた者	49以上～50以下	10	11
〃 6.4.2～〃 7.4.1 〃	48 ～ 49	11	12
〃 7.4.2～〃 8.4.1 〃	47 ～ 48	12	13
〃 8.4.2～〃 9.4.1 〃	46 ～ 47	13	14
〃 9.4.2～〃10.4.1 〃	45 ～ 46	14	15
〃10.4.2～〃11.4.1 〃	44 ～ 45	15	16
〃11.4.2～〃12.4.1 〃	43 ～ 44	16	17
〃12.4.2～〃13.4.1 〃	42 ～ 43	17	18
〃13.4.2～〃14.4.1 〃	41 ～ 42	18	19
〃14.4.2～〃15.4.1 〃	40 ～ 41	19	20
〃15.4.2～昭 2.4.1 〃	39 ～ 40	20	21
昭 2.4.2～〃 3.4.1 〃	38 ～ 39	21	22
〃 3.4.2～〃 4.4.1 〃	37 ～ 38	22	23
〃 4.4.2～〃 5.4.1 〃	36 ～ 37	23	24
〃 5.4.2～〃 6.4.1 〃	35 ～ 36	24	25
〃 6.4.2～〃 7.4.1 〃	34 ～ 35	25	25
〃 7.4.2～以降生まれた者	33以下	26	25

B　表

被保険者の生年月日	昭和40年4月から60才までの年数	特例の老令年金をうけるための最底受給資格期間
明45.4.1以前に生まれた者	6	4
〃45.4.2～大 2.4.1の間に生れた者	7	5
大2.4.2～〃3.4.1 〃	8	6
〃3.4.2～〃5.4.1 〃	9	7

公害にとりくむ

廃液　企業の責任で処理

融資制度を活用　設備資金

最近市内の平坦地域では、工場進出と善しい住宅の増加により、工場廃液や騒音などに公害発生が多く、大きい社会問題となってきていますが、このほど市内の一工場が公害防止のための完備した浄化装置を完成しました。

この工場は、市内木幡にある会社で精練洗色、染織整理を営業種目としているため、従来より同工場の廃液は硫化水素、合成洗剤（ABS）などが含まれており、この水が下水路を通り木幡池に流れこんでいました。

木幡池周辺部には、現在約五ヘクタールの水田があり、農家はこの池の水をポンプ・アップして灌漑用水にしているため、水稲の生育が阻害され、農家との間でトラブルがたびたび起こっていました。

市農林水産課と地元、東宇治農協では、廃液を採集し、府衛生研究所と府農業試験場で検査したところ、硫化水素が水稲の生育を著しく阻害していることがほぼ明らかとなりました。

会社では、各地の事例を参考にいろいろ浄化装置を工夫、改良を重ねましたが、どうしても完全に除去できず、その上臭気がとれないことが悩みのたねとなっていました。

このほど、市の指導もあって遂にガスリアクタによる最新式の浄化装置（総工事費約三四〇万円）を設備し本格的に運転しています。

このガスリアクタ方式は、廃液の水質汚濁を処理し、また排ガスから亜硫酸ガスを除去するという大気汚染と水質汚濁を同時に解決し、その上従来の方法よりの処理コストも低廉であり、いわば一百三十万円の方法だということです。

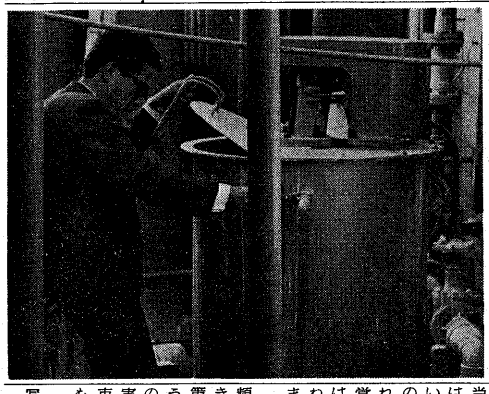

写真は完成した浄化装置

経費の一部一三〇万円は京都府の無利子融資制度を市であっせんし、このほど、府においてもその趣旨を了解、融資が決定したものです。

同社の経営責任者は、今回の浄化槽建設について、次のように語っています。

「私どもの規模の工場では浄化装置などの生産に結びつかない投資で、経営を多角化するにつれ、廃液も複雑なものを流すことになります。しかし、企業として付近に迷惑をかけることは、いけないことは、資金的に苦慮するのが実情です。

当然完備した浄化装置を作ることは会社の義務であり、責任だと思います。だから今度思い切ってこの装置をつくりました。利益が出れば設備をするという考え方の経営者もおられるようですが、これは利益にかかわらず企業としてせねばならぬ投資だと私は考えています。」

発展を続ける宇治市にとって、頻発する大小の公害は、今後の大きい問題であり、常に抜本的な対策が要望されるのですが、このように企業の採算を度外視し、住民の立場に立って適切な公害対策を実行した一企業者のこの行為は、市にとっても、まことに意義深いものがあります。

市民会館図書室だより

八月から始めたグループ館外貸出は好評で既に十九の読者グループの皆さんが活発に利用されています。現在貸出図書数は九百三十二冊ですが漸次充実を計るべく努力しています。より多くの市民の皆さんの御利用をお待ちしています。グループ館外貸出についての詳細については市民会館図書室（電話宇治四〇四九）にお問いあわせください。

〈新しく購入した本〉

○哲　学
現代宗教講座（全六巻）創文社編集部

○歴史・地理
呉　茂一　ギリシヤ神話上下
関　計夫　感受性訓練
金井金一郎　日本歴史シリーズ
鈴木都三他編
児玉幸多他編　改訂版図説日本文化史大系（全十回巻）
渡辺光他編　新世界地理（全十二巻）

○社会科学
北川隆吉編　講座現代社会学（全三巻）
末川　博　新訂法学辞典
朝日ジャーナル編集部　まちの政治むらの政治

○自然科学
平凡社編　図説科学大系（全十二巻）
リジャ・ボグダノーウィッチ著　西本昭治訳　再生の記録
徳田昭義　人類学読本

○工　学
ラゴン・ミシエル著　宮川涼訳　われわれは明日どこに住むか
建築用材の知識
アクセサリー教室
平井信二
竹久みち

くらしの防火知識（2）

あぶない子供の火遊び

子供の火あそびから恐ろしい火事になります。火あそびの原因を調べてみますと家庭環境によっていろいろな結果が出ています。

火あそびで火事を起こしたこどもの家庭環境

次のようなグラフの結果が出ています。

① こどもの行ないに注意していない　三五、七%
② 用件のため放っておく　二七、八%
③ 家庭を不在にしていた　一一、二%
④ 不明　二五、九%

年令とあそび方

（火あそび）

一～三才　アイロンを差し込んだり火鉢に紙を入れるなど
四～六才　マッチをすってあそぶなど意識的なあそびが多くなる
七才以上　花火遊びなどの火遊び

出火場所は居間が一番多くついで物置、押入

この結果でもわかるように、子供は親の放任主義等によって火あそびや不健全な遊びをすることが多く、大事を引起こす恐れがあり、このことについては家庭で子供が遊んでいるとき、次のことがらをよく見かけます。

① マッチを持って遊ぶ
② ガス器具、ストーブ、コンロ等の調整ツマミをいじる
③ 石油ストーブやコンロをいじる
④ アイロンを差込んだり火鉢に紙を入れる
⑤ 子供は大人のすることをよく見ている結果でまねをしたがり、マッチをたばこに火をつけることもその一例です。

以上のように子供はちょっとしたことに興味を持ったり好奇心を起こしますので日頃の遊びを観察していると危険な火遊びをすることがありますから、特に注意する必要があります。消防本部では機会があるたびに保育所幼稚園、小学校等の先生方に子供達の火あそびについても教育指導をお願いしていますが、家庭でも火あそびによる火事をださないよう充分注意して下さい。

今月の心配ごと相談

定例相談

17日　午後1時～4時　川東公民館
24日　午後1時～4時　前川霊性　井上永吉
31日　午後1時～4時　金井金一郎　松山まき　川東公民館
18日　午後1時～4時　田中定助　松阪重一　川東公民館

法律相談

18日　午後1時～4時　浦井康弁護士　山崎政栄　川東公民館

今月の出張徴収

27日　午前10時～午後4時　東宇治分室、木幡公民分館
28日　午前10時～午後4時　旦椋公会堂、大久保公民分館
30日　午前10時～午後4時　開公民分館、伊勢田公民分館
31日　午前10時～午後4時　川東公民分館、宮東公民分館

29日は衆議院議員選挙投票日のため東宇治地区の徴収日を27日にかえましたのでよろしくお願いします。

百日ゼキ・ジフテリヤの予防接種

宇治市厚生課では次の要領で百日ぜき、ジフテリアの予防接種を実施します。

実施期日　昭和四十二年一月二十三日～三月十三日

実施場所　各個人あて通知した場所で受けて下さい

該当者
初回　昭和四十年九月一日～昭和四十一年八月三十一日までに生まれた者
追加　初回免疫を受けて十二カ月～十八カ月になる者

実施方法
初回は三週間間隔で三回受けて下さい
追加は一回受けて下さい

宇治市職員採用試験のお知らせ

一般事務員・技術職員・保母・消防職員各若干名の採用試験を実施いたします。

一、受験受付　一月十六日～二月十日まで
一、第一次試験　二月十一日

くわしくは、宇治市役所市長公室秘書人事課にお問い合わせ下さい。